

事務連絡  
令和3年1月15日

各都道府県地すべり防止対策担当課長 殿

農林水産省  
農村振興局 農村政策部鳥獣対策・農村環境課  
林野庁 森林整備部治山課

地すべり防止区域指定に係る事前協議について（周知）

農林水産省においては、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づく地すべり防止区域（3条1項）指定の手続きについて、都道府県が管内の土地において地すべり防止工事（2条4項）等を早急に実施する必要があると判断した場合には、当該指定に係る主務大臣（農林水産大臣）との事前協議を随時行うことが可能であるため、指定申請書の提出及び国土交通省との予備協議に先立って地すべり防止区域の指定に係る事前協議を都道府県から随時受け付けてきたところです。

今般、「令和2年地方分権改革に関する提案募集」において、当該指定の迅速化を図るよう手続きの見直しを行う提案（別紙1参照）があったことを受けて、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定）において下記の通り定められたところです。

これを踏まえ、農林水産省では今後も事前協議を随時受け付けることを周知いたします。

なお、本事務連絡の内容は、国土交通省と協議済みであることを申し添えます。

<令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）抄>

5【農林水産省】

(10) 地すべり等防止法（昭33法30）

地すべり防止区域（3条1項）の指定の手続きについては、都道府県が管内の土地において地すべり防止工事（2条4項）等を早急に実施する必要があると判断した場合には、当該指定に係る主務大臣との事前協議を随時行うことが可能であることを、都道府県に令和2年度中に通知する。

（関係府省：国土交通省）

(担当)

農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課  
地すべりリスク対策官（山田）

メール：[kentaro\\_yamada720@maff.go.jp](mailto:kentaro_yamada720@maff.go.jp)

電話番号：03-3502-6079（直通）

林野庁森林整備部治山課企画係長（萩原）

メール：[nobuya\\_hagiwara760@maff.go.jp](mailto:nobuya_hagiwara760@maff.go.jp)

電話番号：03-3501-4756（直通）

## 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

176

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

地すべり防止区域の指定を迅速化するための手続等の抜本的見直し

提案団体

栃木県、福島県、群馬県、新潟県

制度の所管・関係府省

農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的内容

地すべり等防止法第3条に規定される地すべり防止区域について、都道府県知事の進達を受けて主務大臣(農林水産大臣又は国土交通大臣)が行う指定の迅速化を図るため、その手続の方法、事務の執行体制の抜本的な見直しを求める。

具体的な支障事例

都道府県知事は地すべり等防止法に基づき、法定受託事務として地すべり防止工事の施行その他地すべり防止区域の管理や、指定の通知を受けた地すべり防止区域内への標識の設置を行うこととされている。また、地すべり防止区域内において地下水を誘引・停滞させる、大型用排水路を新設する等の行為を行うに当たっては、都道府県知事の許可を受けなければならないとされている。一方、地すべり防止区域の指定については、主務大臣(農林水産大臣又は国土交通大臣)が権限を有しており、都道府県知事は指定の必要がある管内区域について、地すべり指定申請をするものとされている。

例えば、国土交通大臣に対する申請においては、都道府県は予め各地方整備局と事業計画に係る工法協議を行っている。一方、地すべり防止区域の指定に係る事前協議に向けた書類は国土交通省(本省)に提出している。それから都道府県が本省との事前協議の中で、書類修正等の指示を受けて進達を行い、国土交通大臣による指定・告示に至るという流れになっている。進達に先立つ本省との事前協議は、年3回と限られているため、その時期に間に合わない場合は、進達時期が次回(4ヶ月後)以降に持ち越しとなり、地すべり防止区域の指定が遅れる大きな要因となっている。

昨今、大雨や地震等の自然災害が頻発・激甚化するなかで、土砂災害の危険を感じている地域住民から、地すべり防止工事等への早期着手を求める声があるにも関わらず、地すべり防止区域の迅速な指定が行えないため、工事に着手できず、事業を通じて住民の安心・安全な暮らしを守るという都道府県の責務を果たす上で、大きな支障が生じている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地すべり防止区域の指定に係る手続を大幅に短縮することが出来れば、都道府県が行う地すべり防止工事の早期着工等が可能となり、地域住民の安心・安全な暮らしに資する。

根拠法令等

地すべり等防止法第3条、地すべり等防止法の施行について

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田県、兵庫県、松江市、愛媛県

〇地すべりという特性上、災害関連地すべり事業となる場合が多く、発災する時期が不明であり、一刻も早く対策工事に着手する必要があるため、災害発生時における地すべり防止区域の進達については随時受付とされたい。

## 各府省からの第1次回答

国土交通省は、地すべり等災害防止法第3条による地すべり防止区域の指定については、効率的に指定の事務を行うため、年3回都道府県へ指定を行うべき区域についての事前協議を通知しているところである。しかし、事前協議については、通知の文書において「災関事業（※）など急を要する場合は、個別に調整願います。」（※災害関連緊急地すべり対策事業）と記載しており、年3回の事前協議時に限らず、対応を可能としているところであり、具体的な支障事例として記載の「その時期に間に合わない場合は、進達時期が次回（4ヶ月後）以降に持ち越しとなり、地すべり防止区域の指定が遅れる大きな要因となっている。」については、事実とは異なるところであると認識している。

地すべり等防止区域の指定については、計画的に進めていただいているところであるが、「災害対応に限らず」急を要する場合は個別に調整し、事前協議に間に合わない場合においても指定を行っているところである旨について、今後は、各都道府県に発出している文書にも明確に記載し、広く周知して参りたい。

農林水産省においても、国土交通省と同様に、急を要する案件について随時対応を行っており、今後もしっかりと対応して参りたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地すべり防止区域は地すべり対策の基礎として非常に重要な役割を果たすものと承知しているが、その指定については、地すべりの危険を感じている地域住民にとってはいずれも急を要するものであり、大雨や地震等の自然災害が頻発・激甚化する昨今の状況を鑑みれば、その指定の迅速化がますます必要になっているものと考えられる。貴省の第1次回答によれば「急を要する場合は個別に調整」しているとのことであるが、結果的に事前協議の実施が認められなければ指定が遅れ、早期の対策を行えないこととなる。また、事前協議を予定していた案件が地権者同士の境界確認他など不測の日数を要し、計画的に進められない場合もある。

以上を踏まえ、事前協議について、個別の調整を要することなく全て随時受付可能としていただきたい。なお、随時受付について、各都道府県において指定を計画的に進めることとは必ずしも矛盾しないと考えますが、その点について貴省の見解があればお示し願いたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

—

## 各府省からの第2次回答

国土交通省では、第一次回答のとおり、「急を要する場合は個別に調整」を行っているが、これは、該当案件がある場合には、その旨ご連絡をいただければ、当該地方公共団体と日程調整等をした上で、年三回という期限に限らずに随時事前協議の受付を行っているという趣旨であり、実際もそのように対応しているところである。従って、「その時期に間に合わない場合は、進達時期が次回（4ヶ月後）以降に持ち越しとなり、地すべり防止区域の指定が遅れ」、計画的に進められないことにより支障が生じる場合には、適宜連絡されたい。

農林水産省としても、実質的に随時事前協議の受付を行っているところであるが、その旨を周知して参りたい。

## 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】  
(10)地すべり等防止法(昭33法30)

地すべり防止区域(3条1項)の指定の手續については、都道府県が管内の土地において地すべり防止工事(2条4項)等を早急に実施する必要があると判断した場合には、当該指定に係る主務大臣との事前協議を随時行うことが可能であることを、都道府県に令和2年度中に通知する。  
(関係府省:国土交通省)